明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務九八）　二

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（同九九）　五

〔告　示〕

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（総務四二〇）　一四

○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（同四二一）　一七

○別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件（同四二二）　二〇

○工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件（同四二三）　二三

○簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件の一部を改正する件（同四二四）　二六

○時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度並びに電力増幅器を接続することによって空中線電力を切換えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件を定める件を廃止する件（同四二五）　二九

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件（同四二六）　三二

○デジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにＰＨＳの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件（同四二七）　三五

○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同四二八）　三八

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同四二九）　四一

○符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四三〇）　四四

○電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件の一部を改正する件（同四三一）　四七

○別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同四三二）　五〇

○一、五〇〇ＭＨｚ帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四三三）　五三

○二・五ＧＨｚ帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件（同四三四）　五六

○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件（同四三五）　五九

○簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四三六）　六二

○周波数割当計画の一部を変更する件（同四三七）　六五

○時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四三八）　六八

○三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件（同四三九）　七一

○平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件の一部を改正する件（同四四〇）　七四

○時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同四四一）　七七

○携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同四四二）　八〇

○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同四四三）　八三

○七〇〇ＭＨｚ帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める件（同四四四）　八六

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（同四四五）　八九

○七〇〇ＭＨｚ帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備に係る識別符号を管理する者を定める件（同四四六）　九二

○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（同四四七）　九五

（以下次のページへ続く）